

# 液化石油ガス法の基礎シリーズ

## —液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革—(第2回)

(新規) シリーズ企画について

昨年実施いたしました「高圧ガス誌」の読者アンケートにおける今後取り上げて欲しいテーマでは、「高圧ガス保安法の基礎」、「LP法の基礎」が上位でありました。加えてアンケートの自由記載欄でも法令に関するテーマの要望が多かったため、高圧ガス保安法令及びLPガス法令に関する連載を開始いたします（高圧ガス保安法令については8月号から連載を予定しています）。

本シリーズは、経済産業省の委託を受け発行しているLPガス保安専門技術者向けのメールマガジンにおいて、「液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革（執筆者：高圧ガス保安協会 山川雅美）」を平成26年10月から連載しているのをこれを高圧ガス誌においても紹介していきます。

第2回目となる本稿では、液化石油ガス法の基礎講座—液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革—のうち、液化石油ガス法の誕生まで(2)を紹介します。

### 液化石油ガス法の基礎シリーズの掲載号

第1回 液化石油ガス法の誕生まで(1) 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.6

## 液化石油ガス法誕生まで (2)

高圧ガス保安協会

山川 雅美

LP ガスが家庭用燃料として普及し始めた後、爆発事故等が各地で発生したことに関し、法令面での対応状況をみてみよう。

LP ガスの事故防止のため、国は当時の高圧ガス取締法令で次の (1) と (2) のような対応をしている。

### (1) 1956 (昭和 31) 年高圧ガス取締法改正及び同法施行規則改正による対応

- ①プロパン、ブタン等の販売業者に「取扱主任者」を選任することを義務付けた(法改正)。
- ②プロパンの充填容器に、そのガスに依る程度に応じ、「有臭」又は「工業用無臭」の票紙を貼ることとされた(着臭の義務

化ではなく、充填されているガスの区分のための措置)(施行規則改正)。

### (2) 1961 (昭和 36) 年乙種化学主任者免状にプロパン専科誕生、翌 1962 (昭和 37) 年着臭の義務化

1956 年以降、家庭における事故のみでなく、LP ガス充填所においても爆発事故等が発生するようになった(表 3 参照)。これに対して、法令面では次の①と②の措置が講じられた。

- ①作業主任者免状のうち、乙種化学主任者免状に関する保安管理の技術及び応用化学について、「通常」と「基礎的」(いわゆる「プロパン専科」)の 2 種類を設けた。この乙化免状「基礎的」が 1963 (昭和

表 3 LP ガス充填所爆発事故件数

昭和 年	件数	死者	傷者
31	2	—	1
32	6	—	11
33	3	—	6
34	2	—	4
35	3	—	2
36	—	—	—
37	2	—	4
38	4	—	12
39	4	3	65
40	8	—	27

38)年7月の法改正により、丙種化学主任者免状として位置付けられ、液化石油ガス製造所の保安監督者の資格とされた。

- ② LP ガスの充填に際し、エアゾールの製造用、ガスライターガスの製造用、その他の工業用に使用されたものであることを確認した場合を除き、LP ガスは、一定量の着臭をされたものでなければ容器に充填してはならないこととされた。これは、6年前の間接規制（着臭されたものであるか、無臭のものであるかの区分表示）から一歩進んで着臭することが義務化されたものである（1962（昭和37）年施行規則改正）。なお、このときの着臭濃度は、「空気中の混入比率が容量で200分の1である場合において感知できるようにおい」とされていた（現在は「1,000分の1」）。この改正は、プロパンから液化石油ガスに範囲を広げて、工業用以外のものについて着臭義務を課したものであり、当時家庭用等で液化石油ガスによる爆発等の事故が増加していたことに対応したものである。

### こぼれ話

昭和37年に山中湖山荘で前回紹介した10人死亡事故が発生したが、その前後にこのような法令改正による対策がとられたのである。

また、この貴重な事故を教訓とし、LPガ

ス用ふろがまには必ず煙突（排気筒）を設けること（当時はふろがまを屋内に設置するのが主流）、ストーブや湯沸器の使用に当たっては、換気に十分留意することの2点が主に関係者に啓発指導されたことは前回も触れたところである。

LPガスの家庭用燃料への登場は、それまでの薪炭の後を受けたものがほとんどで、使用面の簡便さや清潔さの点で利点が多く、その理由のためか、草創期から「煙突のいらないうまいなガス」という錯覚を一般消費者が抱いたきらいがあった。さらに、LPガスはそれまでの都市ガスと異なり、ガス中に一酸化炭素という毒性の強いガス成分がないことから、消費過程における換気不良等による一酸化炭素の発生の問題については普及以来10年近く殆ど取り上げられていなかった。

前回、山中湖山荘事故の原因の一つは調整器選定不良と述べたが、一般家庭用ではなく、工業用の調整器を使っていたため、供給圧力が高すぎて不完全燃焼を引き起こす一因となったものである。このことが、当時業界で基準作成等の準備をしていたLPガス用調整器の自主検査制度の実現に拍車をかけることとなったのである。

この自主検査制度は1963年に創設され、1968（昭和43）年の液化石油ガス法による制度が施行されるまで、調整器の質的向上に寄与したのである。

山川雅美（やまかわ まさみ）